

災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定  
業務細目

亀岡市（以下「甲」という。）、亀岡市登録手話通訳者会（以下「乙」という。）及び口丹聴覚障害者協会亀岡支部（以下「丙」という。）が平成28年3月18日に締結した「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定」（以下「協定」という。）第1条第4項の業務に関して、次の通り業務細目を定める。

（災害時の協力者に関する名簿の整備）

第1条 乙は、会員の意思に基づき、協定第1条第1項から第3項に定める業務に協力を申し出た会員（以下「協力者」という。）について、氏名・住所・連絡先及び第一避難先等の情報を整備し、甲及び丙に提出するものとする。

2 協力者の名簿については、異動の毎に整理に努め、更新するものとする。

（災害時の要支援者に関する名簿の整備）

第2条 丙は、会員の意思に基づき、協定第1条第1項から第3項に定める業務の対象となる旨を申し出た会員（以下「要支援者」という。）について、氏名・住所・連絡先及び第一避難先等の情報を整備し、甲及び乙に提出するものとする。

2 要支援者の名簿については、異動の毎に整理に努め、更新するものとする。

（名簿の管理及び活用）

第3条 甲は、第1条及び第2条により提出された協力者及び要支援者の名簿を管理し、災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に活用するものとする。

（その他）

第4条 乙及び丙は、自助及び共助の精神に基づき、自主的に防災メール等の情報取得に努めるとともに、日頃からの情報交換や防災訓練・防災学習

会等に積極的に参加するよう努める。

- 2 甲は、乙及び丙の日頃からの防災意識の向上に向けて、情報提供等の協力をすることとする。

平成28年3月18日

甲 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市長 桂川 孝裕

乙 亀岡市登録手話通訳者会  
会長 中村 智加代

丙 口丹聴覚障害者協会亀岡支部  
支部長 井上 敏洋